

改正 平成22年4月1日

第1条 学習院は、故末松保和学習院大学名誉教授の遺族より学習院大学文学部史学科を指定して寄付された300万円をもって、学習院末松奨学基金を設定する。

第2条 本基金は、基金から生じる果実を学習院大学大学院人文科学研究科史学専攻（以下「史学専攻」という。）学生に対し奨学金として給付する。

第3条 奨学金受給者は、史学専攻所属教員全員によって構成される選考会議において決定される。

第4条 奨学金受給者は原則として年間1名とする。

第5条 奨学金給付期間は1カ年とし、同一人への重複給付は原則として行わない。

第6条 この規程による事務は大学学生課が行う。

第7条 この規程の改正は、選考会議の議を経て院長が行う。

附 則

この規程は、平成4年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。